

平成31年4月1日からクリーンセンター使用料を改定します。

住民及び事業者の皆さまによるクリーンセンターへのごみ直接持ち込み時には、使用料を徴収していますが、現行の使用料額は改定後10年(家庭系ごみは実質26年)を経過しています。

このたび、東部知多衛生組合では、現行使用料に改定後の社会情勢等の変化に鑑み、当組合施設へごみを直接搬入される場合の使用料を改定することとなりました。

今回の料金改定は、ごみの減量化と資源化の促進、処理原価に見合った適切な受益者負担及び他自治体使用料との料金水準を考慮し、ランニングコストに基づき算定等を行い現行の料金を見直したものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※できるだけお住まいの地域の分別収集等をご利用いただき、ごみの減量、再資源化に積極的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

《改定時期》

平成31年4月1日から

《クリーンセンター使用料改定内容》

区 分	現 行 使 用 料	改 定 後 使 用 料 (平成31年4月1日から)
家庭系一般廃棄物	10 kgまでごとに 100 円	10 kgまでごとに <b>200 円</b>
事業系一般廃棄物	10 kgまでごとに 150 円	

※計量した重量が10 kg未満のときは、10 kgとします。